

議案第 98 号

山陽小野田市子育て総合支援センター条例の制定について
山陽小野田市子育て総合支援センター条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市子育て総合支援センター条例

(設置)

第 1 条 妊娠期から子育て期までの家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境の充実を図るため、山陽小野田市子育て総合支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山陽小野田市子育て総合支援センター
- (2) 位置 山陽小野田市掃山一丁目 4 番 3 号

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 妊娠、出産又は子育てに関する相談及び助言
- (2) 子育てに関する情報及び子育て家庭の交流の場の提供
- (3) 子育ての相互援助活動の推進
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(職員)

第 4 条 センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。